２　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該附帯陸上施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

３　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　附帯陸上施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　附帯陸上施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　附帯陸上施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該附帯陸上施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

４　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

５　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

６　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条の二　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

２　定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

［条を加える。］

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第十四条の三　法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

［条を加える。］

（定期事業者検査の報告）

第十四条の四　法第二十九条第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第十三条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

２　法第二十九条第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第十四条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［条を加える。］

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　附帯陸上施設を設置した事業所の名称及び所在地